

高知県土佐藩主山内家墓所管理費等補助金交付要綱 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">高知県土佐藩主山内家墓所管理費等補助金交付要綱</p> <p style="text-align: center;">( 中 略 )</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、令和28年8月1日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、<u>令和4年5月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については第6条第5号から第8号まで、第7条、第9条第3項及び第11条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和29年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和30年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和31年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要綱は、令和3年4月1日から施行する。</u></p> <p style="text-align: center;">( 後 略 )</p>	<p style="text-align: center;">高知県土佐藩主山内家墓所管理費等補助金交付要綱</p> <p style="text-align: center;">( 中 略 )</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、令和28年8月1日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、令和3年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については第6条第5号から第8号まで、第7条、第9条第3項及び第11条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和29年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和30年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和31年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">( 後 略 )</p>